

●自己負担の限度額（月額）

令和3年7月まで（現行）

区分	限度額
現役並み所得相当の方（年収約383万円以上）	44,400円（世帯）
住民税課税世帯の方	44,400円（世帯）
住民税非課税世帯の方	24,600円（世帯）
住民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者の方	24,600円（世帯）
住民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	15,000円（個人）
生活保護受給者の方	15,000円（個人）

令和3年8月から（改正後）

区分	限度額
年収約1,160万円以上の方	140,100円（世帯）
年収約770万円以上1,160万円未満の方	93,000円（世帯）
年収約383万円以上770万円未満の方	44,400円（世帯）
上記以外の住民税課税世帯の方	44,400円（世帯）
住民税非課税世帯の方	24,600円（世帯）
住民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者の方	24,600円（世帯）
住民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	15,000円（個人）
生活保護受給者の方	15,000円（個人）